

松阪市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体型訪問サービス事業実施要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、松阪市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成28年松阪市告示第296号。以下「市要綱」という。）第4条第1号アに規定する訪問による住民主体のサービス（以下「訪問型サービス事業」という。）の実施に関し、市要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱に定める訪問型サービス事業の種別はB2とし、次に掲げることを目的として実施する。

- (1) 高齢者自身の力を活かした自立支援を行うことで、地域の要支援者等が要介護状態等となることの予防
- (2) 要介護状態等の軽減又は悪化の防止により、地域の要支援者等が住み慣れた地域で自身の希望する暮らしを継続できるための支援
- (3) 住民等の担い手による生活支援等の活動を通じた地域の支え合い体制づくりの推進

(事業の内容)

第3条 訪問型サービス事業は、住民ボランティアや特定非営利団体等の地域住民が主体となり、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日老計第10号）に定める生活援助に位置づけられるもの及び訪問型サービス事業の実施者が定めた生活支援（身体に触れない援助に限る。）を実施するものとする。

2 前項に規定する実施内容については、訪問型サービスを実施しようとする団体と市が委託した生活支援コーディネーターが協議の上決定することとする。

(利用回数)

第4条 本事業の利用回数は原則週1回までとする。

(事業の対象者)

第5条 訪問型サービス事業の対象者は、次のとおりとする。

(1) 松阪市に住所を有する第1号被保険者で要支援認定者及び基本チェックリストの結果が基準に該当するサービス事業対象者

(2) その他地域の状況により市長が認めた者

(事業実施者の要件)

第6条 訪問型サービス事業を実施できる者は、次のすべての要件を満たす団体とする。

(1) 自治会及び老人会等の地区の組織団体、非営利団体や松阪市介護いきいきサポーター等の住民有志によるボランティアの活動団体

(2) 市内で活動する構成員が5人以上の団体

(3) 政治活動及び宗教活動を目的としない団体

(4) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持及び反対することを目的としない団体

2 訪問を実施する際には、訪問介護員又は訪問介護員養成研修3級課程の資格を有する者若しくは松阪市が実施する生活支援サービス担い手養成研修を受講した者がサービス提

供にあたるものとする。

(事業実施の手続き)

第7条 訪問型サービス事業を実施しようとする者は、事業開始30日前までに次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 松阪市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体型訪問サービス事業実施申請書(様式第1号)
- (2) 松阪市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体型訪問サービス事業担い手登録者名簿(様式第2号)
- (3) 松阪市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体型訪問サービス事業利用登録者名簿(様式第3号)
- (4) 団体の会則
- (5) その他市長が必要と認める書類

(事業実施者の審査及び通知)

第8条 市長は前条の規定により提出された書類に基づき、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 提供するサービス内容の妥当性について
- (2) 第6条に規定する要件及び募集要項に対する妥当性について
- (3) その他本事業の実施に必要な事項について

2 市長は、前項による審査を行い、訪問型サービス事業の実施団体として適当であると認められる場合は松阪市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体型訪問サービス事業実施団体登録決定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(内容変更)

第9条 前条の規定により訪問型サービス事業の実施団体として登録された団体(以下「事業実施者」という。)は、申請内容に変更があった場合、松阪市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体型訪問サービス事業内容変更届出書(様式第5号)により、速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項における審査は前条の規定を準用する。

(休止・廃止・取消)

第10条 事業実施者は、訪問型サービス事業を休止又は廃止しようとする場合、松阪市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体型訪問サービス事業休止・廃止届出書(様式第6号)により、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による届出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合、当該事業実施者の登録を取り消すことができる。

- (1) 事業実施者と約1年間連絡がとれない等、活動実態がないと認められる場合
- (2) 第6条に定める要件を満たさなくなったと認められる場合
- (3) 休止の届出があった期間の最終日から約1年間連絡が取れない場合

3 市長は、前項の規定により登録を取り消した場合は、事業実施者に対し通知するものとする。

(費用)

第11条 事業実施者は、サービス提供の開始に際しては、事前に利用者又は利用者が指名する者に対して当該サービスの内容及び費用に関し説明をした上で、当該サービスを提供し、実費及び利用料の徴収を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、実費及び利用料に関しては、市要綱第10条の規定による。

(サービス内容の公表)

第12条 市長は、第7条第1号に規定する申請を受けたときは、その内容を公表するものとする。

(事業実施における留意点)

第13条 事業実施者は、訪問型サービスB2の事業を実施する際は、次の各号に掲げる内容を遵守しなければならない。

(1) 事業実施者は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のために必要な対策を講じるものとする。

(2) 事業実施者は、利用者の自立支援にむけ、担当の介護支援専門員等利用者を取り巻く関係者等との連携に協力する。

(3) 事業実施者は、従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

(4) 事業実施者は、利用者に対する訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(5) 従事者は、親族又は同居人に訪問型サービスの提供をしてはならない。

(事故発生時の対応)

第14条 事業実施者は、事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。